

西条市では、平成16年11月1日に「西条市人権文化のまちづくり条例」を制定、平成21年3月には「西条市人権文化のまちづくり基本計画」を策定し、人権・同和教育を推進しています。

今回、今後の人権施策推進の基礎資料とするため、人権問題に関する市民意識調査（5年に1度、市民2000人を無作為抽出）を平成26年9月9日から26日まで実施しました。ご協力ありがとうございました。

人権にかかわる問題として、世相を反映してか、最も関心の高い人権問題は「子どもの人権問題（虐待など）」でした。

深刻化する児童虐待の予防や対応のために、平成12年に児童虐待防止法が制定されました。同法では18歳未満を全て児童と見なし、「身体的虐待」「心理的虐待」「性的虐待」「ネグレクト（育児放棄）」を児童虐待と定義しており、誰であろうと児童虐待をすることを禁止しています。さらに、同法は2度改正さ

れ、児童虐待は子どもの権利を著しく侵害するものであることが明記されました。全国状況を見ても、児童虐待の件数は年々増加しています。被害者は小学生に多い傾向にありますが、近年では被害に遭う中学生も増加を続け、初めて1万人を超えました。（1万649人、全体の14・4%、平成25年度厚生労働省集計より）

児童虐待を防ぐには、「発生予防」「早期発見・対応」「保護・支援」が大切です。虐待は、保護者（親）自身からの助けを求めるサインでもあるのです。子育てに困っているも非難されるのを恐れ、助けを求められないのです。助けてもらいたいです。

私たちにできることは、児童虐待の可能性があると思っただけで、ためらわず、早く関係機関・諸団体（東予子ども・女性支援センター、市町の窓口、民生・児童委員など）に通告（通報）することです。このことが結果的に、子どもや虐待をしている人を救うことにもつながります。

ありがとうございました

次の方々からまごころ銀行にご厚志をいただきました。心からお礼申し上げます。（順不同 敬称略）

■問合せ

西条市社会福祉協議会 TEL0898-64-2600

■個人

○柳瀬英子（壬生川） ○故 村上直之（三芳）

■各種団体

- 茶道裏千家淡交会西条青年部
- 大松会
- 喜多台藤まつりカラオケ大会
- てんまり
- 庄内公民館



海の事故ゼロキャンペーン 全国海難防止強調運動 7月16日(木)～31日(金)

「海難ゼロへの願い」をスローガンに、海難防止思想の普及・高揚を図ることにより、海難の発生防止を目的に実施しています。

【重点事項】

- ①見張りの徹底および船舶間コミュニケーションの促進
- ②プレジャーボートの発航前点検の徹底
- ③ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保



今治海上保安部
海難防止強調運動今治地区推進連絡会議

河川の急な増水に注意してください

これから水に親しむ時期が近づきますが、局地的な集中豪雨による急激な増水の恐れがあります。川で活動される場合は天気の状態を絶えず確認しましょう。今いる場所に雨が降ってなくても、上流部で大雨が降っている場合があります。

次のホームページで雨量等の情報を確認することができます。

○西条市雨量情報

<http://www.i-sensor.com/pv/saijyo/>

○愛媛県河川砂防情報システム

<http://kasensabo.pref.ehime.jp/dosha/>

○リアルタイム川の防災情報(国土交通省)

<http://www.river.go.jp/>

○えひめ河川メール

(愛媛県河川情報アラームメールサービス)

<http://www.kasenalarm.pref.ehime.jp>

※登録はこちら▶



問合せ
市庁舎新館3階 港湾河川課 TEL0897-52-1543